

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和5年4月12日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 小松 順一  
記

1 手続番号

第0304-2019-0045号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

秩父郡東秩父村大字大内沢字御堂貝戸805番

3 地目

墓 地

4 地積

33㎡